

『エステティックサロンにおける 新型コロナウイルス対応ガイドライン』とは

特定非営利法人日本エステティック機構

■ エステティック業界団体構成図 (2020年4月1日現在)



4月16日付政府発表「緊急事態宣言の全国への拡大の発表

- 「改正新型インフルエンザ等特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」への協力
- 当該都道府県知事により「緊急事態措置」として外出の自粛要請や一部民間施設の使用制限や停止の要請または指示
- 地方でも感染拡大の傾向にあり大型連休の人の移動により地方に感染が急増することで地方の医療崩壊を防ぐことを目的しているとのことです。またこの間に人の接触を極力8割減少させることにより感染を拡大を減少を目指す

当機構からの4月17日付要請のポイント

- 特定警戒都道府県に指定された自治体にて営業されている事業者の皆様には、サロンの一時休業という選択肢も含めてご検討
- 特定警戒都道府県以外の事業者の皆様には、お客様及び従業員の皆様の命を守るために引き続き「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿って衛生管理等の厳重なご対応を行うとともに、都道府県からの要請や指示の動向を踏まえ、サロンの一時休業という選択肢も含めてご検討

「ガイドライン」発表の経緯

- 日本エステティック振興協議会において会員向けに「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を策定。
- 行政からの要請にて、振興協議会傘下の団体以外にも周知する必要があるとの指摘を受けて、JEOより発表。
- 強制力はないが、「ガイドライン」を実施しないことで顧客や従業員に感染した場合、事業者が責任を問われる可能性がある。

エステティックサロンにおける 新型コロナウイルス対応ガイドライン

http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/1_20_20200318.pdf



「ガイドライン」の要旨

1. お客様への対応
2. 店舗の営業に関する対応
3. スタッフの健康管理/処遇
4. 緊急時の対応について
5. お客様(コース契約者)への感染拡大防止期間中の対応

1. お客様への対応①

- お客様への来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等の来店の自粛を、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。

- 例文

新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐため、お客様には以下の点をご理解・厳守いただきますよう強くお願い申し上げます。ご自身で該当すると感じたお客様は、電話でご一報いただきたくお願い申し上げます。

1. お客様への対応②

次の症状がある方、該当する点があるお客様は来店をお控えください。

- 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)がある方
- 37.5度以上の熱がある方。
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがあある方。
- 咳、痰、または胸部に不快感のある方。
- 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生した観光クルーズ船から下船、あるいはその他のクラスターとされる場所を訪れた方。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方

1. お客様への対応③

また、糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、新型コロナウイルスに感染しますと重症化の可能性があるため、エステティックサロン来店の可否について必ず主治医とご相談ください。

なお、地域の学校で学級(学校)閉鎖などが行われた際は、幼児・学童・学生(18歳未満)の方を同伴されてのご来店はご遠慮ください。

1. お客様への対応④

- 告知用文書

<http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/31ver20.pdf>



2. 店舗の営業に関する対応

- 公益財団法人日本エステティック研究財団発行「エステティックの衛生基準」に基づくサロン内の衛生管理を徹底すること。サロン内の衛生管理には換気、照明等の点検等も含まれる。
- 公益財団法人日本エステティック研究財団 「エステティックの衛生基準」参照

http://www.jerf.or.jp/pdf/23_eiseikijun.pdf



3. スタッフの健康管理/処遇①

- サロン休業や出勤停止の保証

サロン休業や出勤停止の際の賃金保証については各社の固有事案であるが、スタッフの発症もしくは濃厚接触者と指定されたことによる出勤停止の場合は、休業手当の支払いが必要ないことがあり得るものの、サロン側の判断でのサロンの休業の場合は、休業手当の支払いが必要になることもあり得る。そのほか、スタッフの子供が登校停止等になった場合の欠勤など、想定される複数のケースの対応の方向性を、あらかじめサロンとしてスタッフと十分に話し合っておくことが望ましい。

3. スタッフの健康管理/処遇②

- 厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」も参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html#Q1



4. 緊急時の対応について①

- ・お客様に関する感染情報に接した場合の対応を徹底すること。

①保健所への報告

・お客様に関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所へ報告し、求められる特に感染者あるいは感染の疑われるお客様の到着時間からお帰りの1時間後くらいまでに、同じ時間帯にご来店されていたお客様をリストアップし、報告できるようにすること。

・近年は、保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合があるため、自分のサロン所在地の所轄保健所の確認をしておくこと。

②保健所の指示に従った上で早い段階で休業を決定し、関係者への周知を図ること。

4. 緊急時の対応について②

③感染者利用などの判明により同時間帯に来店していたお客様への連絡、あるいは逆のケースとしてお客様から自分が利用していた月日や時間の問い合わせなどが集中するケースが考えられることから、現場負担が多大であることの想定と、発生した場合の対応の事前検証が望ましい。

④休業期間については、所管保健所により指揮の有無等の判断が分かれているのが現状であるため、保健所等との意思疎通に留意すること。

5.お客様(コース契約者)への感染拡大防止期間中の対処

①通常期に比べて、感染の不安から予約キャンセルの問い合わせが増えることが想定されるため、感染防止対策の徹底状況をお客様に説明できるようにスタッフ間で共有しておくこと。

③「中途解約」への対処

ア): サロンが休業した場合は、休業期間分について役務提供期間の延長を行うなどの措置を講じること等を事前に検討し、休業時にすぐにお客様に告知できるように準備する必要がある。

イ): お客様から「中途解約」の申し入れがあった場合は法令にて無条件にて手続きを行うこととなっているため、必ず対応すること。

助成金や補助金等について

①一時的な資金の緊急貸付 全国(各市町村社会福祉協議会)

主に休業された方向け(緊急小口資金)

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

h

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会



②持続化給付金① 国(経済産業省)

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

②持続化給付金② 国(経済産業省)

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、
売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス
を含む個人事業者を広く対象とします。

また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉
法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183 (平日・休日9:00~17:00)

②持続化給付金③ 国(経済産業省)



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。



申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。
電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。
※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号^(注)に加え、以下をご用意ください。
(注) 通帳の写し(法人：法人名義、個人事業主：個人名義)で確認します。

法人の方

①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、
③減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業主の方

①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、
③減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。
※今後、変更・追加の可能性があります。



③感染拡大防止協力金①

東京都

・支給条件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小の事業者（エステティックサロンの場合は休業が条件となります。）

・支給金額

協力金50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）を支給いたします。

・支給受付開始・支給開始日

4月22日から申請受付が開始、6月15日まで。支給開始は5月上旬から

③感染拡大防止協力金②

東京都

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0415_13288.html



《東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金
相談センター》

電話番号:03-5388-0567

開設時間:9時から19時まで(土日祝日含む毎日)

③感染拡大防止協力金③

<p>東京都</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小の事業者(エステティックサロンの場合は休業が条件となります。)</p>	<p>協力金50万円(2店舗以上有する事業者は100万円)を支給いたします。</p>	<p>4月22日から申請受付が開始、6月15日まで。支給開始は5月上旬から</p>	<p>https://www.san-kyo-metro.tokyo.jp/attention/2020/0415_13288.html</p>	<p>「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」 03-5388-0567 開設時間 9時～19時(土日祝日を含む毎日)</p>
<p>大阪府</p>	<p>大阪府が休業要請(時間短縮など部分的なものを含む)をして、それに応じてくれた対象施設を有している府内の中小企業・個人事業主を予定していますが、現在制度設計中ですので、申請受付方法や受付開始時期等詳細は未定</p>	<p>市町村と連携して ・中小企業・零細企業には上限100万円 ・個人事業主は上限50万円の予定ですが詳細は未定</p>	<p>5月の連休あけに速やかに実施できるよう検討中</p>	<p>http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshien/index.html</p>	<p>商工労働部 中小企業支援室経営支援課</p>
<p>神奈川県</p>	<p>県内に事業所を有し、県からの協力要請にご協力いただき、休業又は営業時間を短縮した中小企業及び個人事業主</p>	<p>(1) 1事業者あたり10万円 (2) 要請を受けて休業している事業者が事業所を賃借している場合の加算額 県内に所在する事業所が1事業所の場合 10万円 県内に所在する事業所が複数事業所の場合 20万円</p>	<p>申請期間は5月7日から5月末までの予定です。支給方法等については、別途お知らせします。</p>	<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/prs/corona-kyouryoku.html</p>	<p>神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課 課長 森山 電話045-210-5550 副課長 小板橋 電話045-210-5551</p>

感染拡大防止協力金④

<p>千葉県</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年と比較して50%以上減少した 県内中小企業者 (※)ただし、県の休業要請に応じて頂けない場合は別途の取り扱いになります</p>	<p>2.支給金額(最大30万円) 次の(1)と(2)の合計額 (1)売上が前年と比較して50%以上減少した事業者 10万 (2)(1)の事業者が、県内に所在する事業所を賃借している場合 1事業所を賃借している場合10万円 複数事業所を賃借している場合20万円 (※)ただし、県の休業要請に応じて頂けない場合は別途の取り扱いになります</p>	<p>申請期間、支給方法については、別途お知らせ</p>	<p>https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/tyushoshien.html</p>
<p>埼玉県</p>	<p>埼玉県中小企業者支援金県内中小企業者で、県民の感染症拡大抑制のため4月8日から5月6日までの間7割以上休業するもの ※4月17日までの期間については証明も含め弾力的に取り扱います。 ※中小企業及び中小の個人事業主が対象</p>	<p>20万円又は30万円(複数の事業所を有する場合) 電子申請を活用し、対面による感染拡大を防止するとともに迅速な支給を実施する予定</p>	<p>申請期間、支給方法などの詳細は、補正予算成立後に御案内</p>	<p>http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/r020131_shingatakorona.html#kyoryoku</p>
	<p>埼玉県業種別組合応援金感染症の影響を緩和するための適切な事業を実施する業種別組合を支援</p>	<p>500万円/組合</p>		
<p>茨城県</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する県の緊急事態措置(外出自粛要請、休業要請・協力金の相談窓口等)</p>	<p>1事業者最大30万円 (1事業者当たり10万円。事業所を賃借している場合は10万円を加算。複数賃借している場合はさらに10万円を加算) ※内容については、状況を適切に観察し、必要な追加措置を講じたり、解除したりします。</p>		<p>https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/kinkyu.html</p>

③感染拡大防止協力金⑤

<p>栃木県</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止協力金4月21日(火)から5月6日(水)まで休業した、県内で営業する事業者</p>	<p>1事業者 最大30万円 (1事業者当たり10万円。事業所を賃貸している場合は10万円を加算、複数事業所を賃貸している場合はさらに10万円を加算)</p>	<p>受付開始時期や申請方法等、詳細については、今後、県HP等により公表</p>	<p>www.pref.tochigi.lg.jp/f03/houdou/houdou/kyouryokukin.html</p>
<p>愛知県</p>	<p>愛知県の休業要請に応じて、緊急事態措置期間中、全面的に協力いただける事業者に対し、市町村と連携して協力金を交付します。 https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/331685.pdf</p>	<p>50万円(1事業者あたり)</p>	<p>決定次第発表</p>	<p>https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku.html</p>
<p>兵庫県</p>	<p>休業要請事業者への支援事業(1)、(2)、(3)のいずれも満たす県内に事業所を置く中小法人 及び個人事業主 (1) ①特措法に基づく休業要請、②特措法に拠らない協力依頼(100㎡超~1,000㎡以下等)、③営業時間短縮の依頼(飲食店)に応じた事業所 (2) 売上が令和2年4月において前年同月対比50%以上減少している事業者等 (3)事業を休業していること</p>	<p>中小法人1,000千円 個人事業主500千円 ただし、飲食店及び旅館・ホテルについては、中小法人300千円、個人事業主150千円</p>	<p>24日に開催される県議会での審議、市町長の賛同や市町議会での可決を持って採択される模様</p>	<p>https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html</p>

③感染拡大防止協力金⑥

<p>福岡県 (福岡市)</p>	<p>福岡県 福岡市 緊急事態宣言に伴う事業継続に向けた店舗への家賃支援 【対象者】 福岡県の協力要請を受けて、緊急事態宣言の4月7日から5月6日の間に概ね15日以上休業した施設や時間短縮営業した飲食店など(中小企業・小規模事業者)が対象です。 なお、飲食店で、休業や時間短縮をしている施設でデリバリーやテイクアウトをしても対象となります。(休業や時間短縮をしているかが判断基準)</p>	<p>1か月分の家賃の8割(上限50万円)を支援するもので、緊急事態宣言中の期間、1回のみ</p>	<p>申請時期 令和2年5月中旬の予定</p>	<p>https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kokusaikeizai/business/cotenpo.html</p>	<p>店舗への家賃支援 お問い合わせダイヤル 電話番号:092-401-0019(受付時間 平日9:00-18:00)</p>
<p>北海道</p>	<p>4月17日~5月6日の間 感染拡大防止のため、休業要請等に協力頂き、感染リスクの低減に取り組む事業者を支援</p>	<p>個人事業者1事業者あたり20万円 法人事業者1事業者あたり30万円</p>	<p>道議会で予算が可決後</p>	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyouyousei.htm</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策チーム 電話番号:011-206-0143</p>

③感染拡大防止協力金⑦

<p>岐阜県</p>	<p>岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(仮称)全国都道府県に発出された「緊急事態措置等」により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主。</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月18日～5月6日中に休業等の要請に全面的にご協力いただくこと。 ・4月18日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること。 ・県内の事業所の休業等を行った場合であること。(県外に本社がある事業者も対象) <p>※休業を要請しない飲食店、料理店、喫茶店等についても、夜20時から翌朝5時までの夜間の時間帯の営業自粛に向け営業時間短縮する場合は対象。(終日休業も含む。)</p> <p>※全面的な協力とは、4月18日から5月6日までのすべての期間において、休業等にご協力いただくことをいいます。</p>	<p>1事業者あたり50万円</p>	<p>申請受付期間 令和2年4月23日～(予定) 協力金の支給 5月上旬(予定)</p>	<p>https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata_corona_kyugyoyosei.html</p>	<p>「協力金」の専用相談窓口(コールセンター) 058-278-2551(8:30～17:15) ※当面の間、平日、土日祝日も相談に対応します。</p>
<p>石川県</p>	<p>(1)対象事業者 「新型コロナウイルス感染拡大にかかる石川県緊急事態措置」により、休業や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主が対象となります。 ※令和2年4月21日以前に、開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。 ※県内の事業所の休業等を行った場合が対象となります。この場合、県外に本社がある事業者も対象になります。</p> <p>(2)対象要件 石川県緊急事態措置により休業等を要請する期間(令和2年4月21日から5月6日まで)に全面的にご協力いただいた中小企業及び個人事業主が対象となります。 ※全面的な協力とは、休業等を要請する全期間(令和2年4月21日から5月6日まで)、休業(飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮)にご協力をいただくことをいいます。 ※飲食店等の食事提供施設における営業時間短縮とは、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮することをいいます。(終日休業を含む。)</p>	<p>1事業者あたり50万円(個人事業主の場合は20万円)</p>	<p>募集要項公表、受付開始4月下旬 準備が整い次第、石川県ホームページ等で詳細をお知らせ 協力金の支給 5月中旬開始予定</p>	<p>https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kansenkakudaibousikyouryokukin.html</p>	<p>石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金・中小企業支援相談センター 076-225-1920 (令和2年4月20日(月)午前9時から)</p>

最後に

「とにかく、感染しない、感染させないこと！」

1. ソーシャルディスタンス、手洗い、咳エチケット等の徹底
2. 不要不急の外出はしない。
3. 「3密」(密集・密閉・密接)を作らない。